

市内 居宅介護支援事業所  
通所系サービス事業所 担当者 各位

立川市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通所系サービス）

立川市の介護保険事業につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り感謝しております。

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が示されました。通所系サービス事業所(以下、通所介護事業所)において臨時的取扱いを適用する場合、次のことに留意してくださるようお願いいたします。

1 「電話による安否確認」について

令和2年4月7日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」において、都道府県等から休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う「電話による安否確認」について介護報酬の算定が可能である旨が示されました。利用者には、この様な臨時的取扱いは周知されておきませんので、次のとおりお願いいたします。

- (1) 通所介護事業所でのサービス提供に替えて「電話による安否確認」を行う場合、通所介護事業所は事前に居宅介護支援事業所と必要性を検討し、安否確認の具体的な内容や事務手続きについて確認をすること。
- (2) 通所介護事業所及び居宅介護支援事業所は、利用者及び家族に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為に厚生労働省から「臨時的取扱い」が示されたことを説明し、事業所でのサービス提供に替えて「電話による安否確認」を行うことについて、**自己負担額を含め**サービスの内容等について充分説明し、理解を得ること。
- (3) 居宅介護支援事業所は利用者及び家族に説明した概要等を含め支援経過記録に経過を残し、通所介護事業所は利用者及び家族に説明した概要や安否確認の実施内容を記録として残すこと。

2 「電話による安否確認」の介護報酬算定について

都道府県等から休業の要請を受けていない場合において、感染拡大防止の観点から利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認は、通所介護事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能です。

サービス提供時間が2時間未満の場合、臨時的取扱いとして2時間以上3時間未満で介護報酬の算定することが可能です。

加算・減算については、厚生労働省から次のように取扱いが示されております、

※なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」別紙 1 から抜粋

地域密着型通所介護の加算・減算について「台風 19 号・介護報酬等の取扱い」や「臨時的取扱い」の内容を抜粋し、別紙「地域密着型通所介護の加算・減算と臨時的な取扱い」としてまとめましたので、ご覧ください。

入浴加算のようにサービス提供を前提とした加算は、清拭のように代替的なサービスを実施したときには「臨時的取扱い」として算定できることが厚生労働省より示されております。一時的に算定基準を満たさなくなる場合の「臨時的な取扱い」も例示されております。

（加算の要件となるサービス提供が未実施の場合に介護報酬を算定できることは明示されておられませんので、この分を算定する場合、その根拠を明確にする必要があります。）

いずれにしても、「臨時的取扱い」を適用して介護報酬を算定する場合は利用者及び家族に充分説明し同意を得る必要がありますのでご注意ください。送迎減算についても同様です。

（同意については、別添の「介護保険最新情報 Vol. 824」2 の※ 2 を合わせてご参照ください。）

### 3 利用者負担額の徴収について

以下は厚生労働省の質疑応答です。

#### (1) 質問

介護保険最新情報 vol. 809 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いおいて（第 6 報）の問 1 において、電話による安否確認について報酬算定が可能とされているが、この場合において利用者負担額を利用者から徴収しない取扱いは可能か。

#### (2) 回答

そういった取扱いは行えない。

### 4 その他

「居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」についても「電話による安否確認について」に準じて取扱ってください。

地域密着型通所介護の加算・減算と臨時的取扱い				立川市福祉保健部介護保険課内部資料 R2.4.27
項目	算定	臨時的取扱い(問い)	臨時的取扱い(答え)	追記
利用者の数が定員を超える場合	x70/100			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	x70/100	VOL3 問1 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、 <b>一時的に人員基準等を満たさなくなる場合</b> 、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。  VOL4 問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居室への訪問による <b>サービス提供を組み合わせ実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合</b> も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。	可能である。  差し支えない。	
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	x70/100	VOL2 2 算定方法(通所系サービスの場合)	提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最長時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分)で算定する。	
8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合				
入浴介助を行った場合	一日につき+5.0単位	VOL1 2.(2) 通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護	今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が損壊し、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、 <b>清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供している」と認められるときは、入浴介助加算又は入浴介助体制加算の算定が可能である。</b>	「入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは」と条件づけられていることに注意。
中重度者ケア体制加算	一日につき+4.5単位	VOL1 2.(5) 通所介護・通所リハビリテーション ・中重度者ケア体制加算の算定要件について	今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、 <b>当該利用者数等を除外して差し支えない</b> 。なお、通所介護の認知症加算についても同様である。	
生活機能向上連携加算	1月につき+2.0単位 (個別機能訓練加算算定時+1.0単位)			
個別機能訓練加算(Ⅰ)	一日につき+4.6単位	VOL1 1.(7) サービス事業所等が被災したことにより、 <b>一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合</b>	指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合、算定可能な加算(看護体制加算など)、 <b>有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)</b> については、 <b>利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。</b>	「利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。」サービス提供を希望する利用者のために人員基準等を緩和することなどを想定する。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	一日につき+5.6単位			
ADL維持加算(Ⅰ)	1月につき+3単位			
ADL維持加算(Ⅱ)	1月につき+6単位			
認知症加算	一日につき+6.0単位	VOL1 2.(5) 通所介護・通所リハビリテーション ・中重度者ケア体制加算の算定要件について	今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、 <b>当該利用者数等を除外して差し支えない</b> 。なお、通所介護の <b>認知症加算についても同様である。</b>	
若年性認知症利用者受入加算	一日につき+6.0単位			

項目	算定	臨時的取扱い(問い)	臨時的取扱い(答え)	追記
栄養改善加算	1回につき+150単位 (月2回を限度)			
栄養スクリーニング加算	1回につき+5単位 (6月に1回を限度)			
口腔機能向上加算	1回につき+150単位 (月2回を限度)			
同一建物減算	1日につき-94単位			
事業所が送迎を行わない場合	片道につき-47単位			
サービス提供体制強化加算	1回につき+6～12単位	VOL1 1(6)	サービス提供体制強化加算の算定要件については、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数を除外して算出してもよい。また、サービス提供体制強化加算の算定要件として定期的な会議の開催を求めているサービスについては、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。	定期的な会議を開催できないときは、電話等により代替的手段を講ずることが望ましい。
処遇改善加算		VOL1 1(8) 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算(介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。)の取扱いについて	①賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合 賃金改善計画における賃金改善実施期間を令和元年10月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されることである。 こうした事業者については、被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。 ②実績報告書の取扱い ①の場合の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。	